

資 料

障がい福祉に関するアンケート調査結果

I 調査の概要

1 調査の趣旨

本プランの策定に伴い、県内特別支援学校に通う児童・生徒の保護者及び一般県民を対象に、障がいを理由とした差別について感じることや県が推進すべき障がい福祉施策等についてアンケート調査を実施した。

調査にあたっては、県内特別支援学校及び県政モニターの協力を得て実施した。

2 調査内容

○ 調査対象者

- (1) 特別支援学校に通う小学部、中学部、高等部の児童・生徒の保護者 約 2,500 人
- (2) 県政モニターに委嘱した一般県民 573 人（うちインターネットモニター337 人）

○調査方法

- (1) 質問紙法及び自由記述による調査（無記名式）、郵送による回答
- (2) 質問紙法及び自由記述による調査（県政モニター）、
郵送又はインターネットによる回答

○主な質問項目

- (1) 特別支援学校に通う小学部、中学部、高等部の児童・生徒の保護者
 - ・障がいによる子どもの差別的な扱いの経験について
 - ・通園（所）先での困りごと
 - ・現在生活における困りごと、将来に対する不安・悩み事
- (2) 一般県民（県政モニター）
 - ・障がい者との関わりについて
 - ・障がいを理由とする差別を感じるか
 - ・「障害者権利条約」、「障害者差別解消法」の認知度

○その他

- ・一部の質問項目は複数回答可としており、回答者数と一致しない場合がある。
- ・構成比はパーセントで表し、小数点第2位以下を四捨五入して算出しているため、合計が100パーセントにならない場合がある。

3 調査期間

- (1) 平成26年4月～5月
- (2) 平成26年7月～8月

4 回答状況

- (1) 特別支援学校に通う小学部、中学部、高等部の児童・生徒の保護者
<回答者数> 送付者数 2,474 人 回答者数 1,630 人 回答率 65.9%
- (2) 一般県民（県政モニター）
<回答者数> 送付者数 573 人 回答者数 515 人 回答率 89.9%

Ⅱ 調査結果

1 特別支援学校に通う小学部、中学部、高等部の児童・生徒の保護者への調査

問1 児童・生徒の属性

①性 別

区 分	人数 (人)	割合 (%)
男	1,070	65.6
女	548	33.6
無回答	12	0.7
計	1,630	100.0

②年 齢

区 分	人数 (人)	割合 (%)
6歳～8歳	219	13.4
9歳～11歳	234	14.4
12歳～14歳	368	22.6
15歳～17歳	742	45.5
18歳～20歳	34	2.1
21歳以上	14	0.9
無回答・不明	19	1.2
計	1,630	100.0

③手帳の種類・等級

区 分	人数 (人)	内 訳	
		等 級	人数 (人)
身体障害者手帳	491	1級	234
		2級	110
		3級	81
		4級	25
		5級	22
		6級	16
		無回答	3
療育手帳	1,439	A1	373
		A2	385
		B1	279
		B2	383
		無回答	19
精神障害者保健福祉手帳	14	1級	4
		2級	6
		3級	3
		無回答	1
所持していない	32		
計	1,976		

問2-1 障がいによる子どもの差別的な扱いの経験について

区分	人数(人)	割合(%)
よくある	86	5.3
時々ある	652	40.0
まったくない	589	36.1
その他	111	6.8
無回答	192	11.8
計	1,630	100.0

問2-2 差別的な扱いを受けた場所について

区分	人数(人)	割合(%)
保育園(所)・幼稚園・学校	409	36.0
商業施設(商店街やデパート)	237	20.9
隣近所	159	14.0
病院等医療機関	129	11.4
交通機関	105	9.2
その他	73	6.4
福祉施設	24	2.1
計	1,136	100.0

問2-3 差別的な取扱いと感じた内容について

※内閣府が示す「社会的障壁」の項目によって分類

○社会における事物(通行、利用しにくい施設、設備など)

- ・病院に行くと、段差があったり幅が狭かったりして利用しにくい。
- ・歩道の幅が狭かったり、段差、傾きがあり普段の移動が困難。ましてや、緊急時に避難所に行くことは不可能に近い。
- ・駅で階段や段差が多く、障がい児用バギーを利用することが困難。また、駅員の方に利用を嫌がられるといったこともある。
- ・ストレッチャータイプの車椅子を利用しているため、入店を断られた。

○制度(利用しにくい制度など)

- ・引っ越しで他の市町村に移った際に、保育園への入園を断られた。
- ・保育園に入園する際に、障がいがあるということで、保護者の同伴がないと入園できないと言われた。
- ・保育園で、手がかかるといって普通の子どもより登園時間を遅くするように言われた。

○慣行（障がい者の存在を意識していない慣習、文化など）

- ・散歩していたら、自転車が横を通り過ぎる時「危ない、邪魔」と言われた。
- ・特別支援学級に通っている子どもは、他の生徒と同じ行事に参加できない。
- ・急に声を出したり、静かにじっとしていない時に、しつげが悪いと注意された。
- ・仕方のないことかもしれないが、健常の子どもと同じことをさせてもらえなかった。
- ・地域の行事、子供会活動に参加させてもらえなかった。
- ・障がい者用の駐車場に車を入れたとき、一般の方から手帳の提示を要求された。
- ・日帰り旅行を申し込んだが、子どもの障がいについて説明したら定員に達していないにもかかわらず断られた。

○観念（障がい者への偏見など）

- ・特別支援学級に在籍している子どものことを周りの子が「馬鹿だから」と言っていた。本人はとても傷つき、学校には満足で充実しているが、他の人に自分の学校名を言いたがらない。
- ・予防接種を受ける時に、看護師から心無いことを言われた。
- ・福祉に携わる人の中でも、障がいのある人に言うべきでないこと、やってはいけないことをする人がいる。
- ・親が子どもに対して、障がいのある子と関わらないように教えていることがあった。これでは何の解決にもならない。様々な人が共生できる社会になってほしい。

問3 保護者等が病気や事故等で、一時的に介護ができなくなったとした場合の対応

区分	人数（人）	割合（％）
同居家族に頼む	997	33.6
別居家族や親族に頼む	817	27.5
施設（短期入所）や病院に頼む	281	9.5
考えたことがない・わからない	168	5.7
通所事業所の支援員等に頼む	142	4.8
介護を頼めるところがない	126	4.2
NPO等やボランティア団体に頼む	118	4.0
ホームヘルパー等に頼む	101	3.4
友人・知人に頼む	77	2.6
その他	55	1.9
介護を頼む必要がない	48	1.6
地域の人（近所の人）に頼む	27	0.9
介助者を雇う	14	0.5
計	2,971	100.0

問4 障がい福祉施策で県が充実すべき支援について

I 安心して暮らせる社会環境づくり		人数(人)
	福祉、保健・医療に従事する人材の育成	930
	障がいを理由とした差別解消、虐待の防止	844
	地域での支え合い活動やボランティアの育成と活動支援	662
	公共施設のバリアフリー化等ひとにやさしい街づくり	509
	防犯・防災対策の充実	436
	手話通訳者、要約筆記者、点訳・朗読奉仕員、盲ろう者通訳・介助員の養成・派遣など、意思疎通支援の充実	316
	相談業務のワンストップサービス体制の確立	302
II 社会参加を進める支援の充実		
	特別支援学校、特別支援学級の教員の専門性向上	1,019
	雇用・就労に関する支援の充実(相談体制や就労後の指導など)	1,104
	障がい者スポーツ施設の整備等環境の整備や、競技人口の拡大及び競技力の向上	556
	文化・芸術による障がい者の社会参加	362
III 日常生活を支える福祉の充実		
	身近な地域で必要な療育を受けられる支援体制の構築	837
	障害福祉サービスを円滑に受けるための相談支援体制の充実	762
	発達障がいに関する専門的な支援が受けられる体制の整備	754
	グループホームや日中活動の場の整備促進	696
	公営住宅への障がい者の優先入居	358
	強度行動障がいのある児者の支援体制の構築	290
IV 質の高い保健・医療提供体制の整備		
	介護を行う家族に対する支援体制の充実(短期入所、介護人材派遣等)	751
	心身障がい児を早期から療育する体制の構築	677
	重症者(重症心身障がい児者等)の受け入れ施設の整備	514
	在宅生活を支える障がい児在宅医療体制の充実	467
	難病患者への福祉的・医療的支援	357
	入院中の精神障がい者の地域移行支援	190
	その他	105
	特になし	17
	計	13,815

問5-1 子どもの通園（所）先について

区 分	人数（人）	割合（％）
保育園（所）	985	42.6
児童発達支援センター	448	19.4
幼稚園	356	15.4
その他	188	8.1
児童発達支援事業所	144	6.2
県立施設	137	5.9
通園（所）していない	53	2.3
計	2,311	100.0

問5-2 通園（所）先で困りごとについて

区 分	人数（人）	割合（％）
特にない	588	33.2
先生や友達の理解が十分ではない	274	15.5
通うのが大変	243	13.7
園（所）内での支援が十分ではない	205	11.6
友達ができない	176	9.9
内容についていけない	122	6.9
その他	70	4.0
施設の設定が使いにくい	53	3.0
医療的なケア（吸引・導尿等）が受けられない	38	2.1
計	1,769	100.0

問5-3 就学前の日中の過ごし方として、必要だと思われるものについて

区 分	人数（人）	割合（％）
身近な療育機関への通園	917	29.3
身近な保育園（所）・幼稚園への通園（所）	867	27.7
医師や療法士などによる巡回療育相談	370	11.8
遠くても専門的な療育を受けられる施設等への通園	269	8.6
治療や訓練を受けられる施設への入所	228	7.3
治療や訓練を受けられる施設への短期入所	182	5.8
保健師などの訪問指導	148	4.7
特に考えていない	109	3.5
その他	42	1.3
計	3,132	100.0

問6-1 子どもの特別支援学校卒業後の進路について

区 分	人数(人)	割合(%)
就職（民間企業等への就職）	445	33.5
就労系サービス事業所（就労移行・就労継続支援事業所）への通所	434	32.7
高等部、専攻科、大学等への進学	224	16.9
生活介護	194	14.6
その他	30	2.3
計	1,327	100.0

問6-2 現在生活における困りごと、将来に対する不安・悩み事

区 分	人数(人)	割合(%)
就職など卒業後の進路や進級	1,135	25.1
将来の生活全般	1,084	24.0
介護・支援する家族の健康、日常生活	643	14.2
経済的な不安	605	13.4
障がいや健康上の心配、悩み	531	11.8
周囲の理解	496	11.0
不安や悩みごとはない	25	0.6
計	4,519	100.0

問7 自由記入欄（主な意見）

I 安心して暮らせる社会環境づくり

○障がい者の人権尊重と心のバリアフリーの推進

- ・子どもには、社会とは戦って身を守らねばならないところではなく、温かく手を差し伸べてくださるところだという思いの中で生きていってほしい。
- ・高機能自閉症であるため、集団の中や社会の中では他人と同じように行動することが困難であることが分かってもらえない。
- ・認知症やアルツハイマーという言葉がタブーでなくなったように、知的障がい者、自閉症という言葉がタブー視しないで、どんどん積極的に啓発運動をして世間に知ってもらいたい。
- ・地域での差別的なこともありそれに耐えていけるか心配。地域の大きな問題として考えてほしい。
- ・小中学校等の道徳の時間にもう少し障がいについて勉強するような、理解促進につながる時間を設けていただけるとよい。

○福祉のまちづくりの推進

- ・障がい者(身体・知的)のほか、乳幼児、高齢者など様々な立場の方が整った使いやすいトイレがあると外出しやすくなる。
- ・身障者マークのついているトイレに幼児用のオムツ替えのベッドしかなく、大人用のベッドがないため、外出時に困っている。

○身近な相談支援体制の確立

- ・手続等あちこちに行くのは大変なので、一か所でするようにしてほしい。
- ・この先永く障がいのあるわが子と生活していきたいので、いろいろなサービスを利用していききたいと思っている。行政でも使えるサービスをわかりやすく教えてほしいし、相談窓口がほしい。
- ・兄弟で違う障がいの診断を受けており、進路も違うし育て方も違う。どこの誰に相談すればよいのか分からない。別々のところで相談をするのではなくワンストップで相談できる場所があるとよい。

Ⅱ 社会参加を進める支援の充実

○教育の充実

- ・障がい児には健常児のような選択の幅が無い。
- ・特別支援学校高等部卒業後、進学という道が無いため一般社会人に近づく道が止まってしまう。そこからさらに進歩させていかなければ、自立はありえないと思う。
- ・障がいがあっても教育を受ける権利があるのに本人がそれを選択できないのは悲しいこと。
- ・他府県と比べて特別支援学校の教員の少なさに驚くが、少ない人員の中でも充実した教育内容を実践しておられて頭が下がる思い。先生方が健康で長く健全に勤務していただけるよう人員の補充をしていただきたい。
- ・放課後等デイサービスの必要性は、健常児の親よりずっと切実。もっと積極的な対応をお願いしたい。
- ・学校の長期休暇で子供たちのリズムが崩れてしまい、家庭での支援がとても大変。休曜日数の見直しをしていただきたい。
- ・2～3年でどんどん教師も変わっていくため無責任になりがちだと思う。特別支援学校の教師だけは異動を減らし同じ先生が同じ子供を数年続けてみるようにすべきだと思う。
- ・通常校の特別支援学級の先生をもっと増やし充実させてほしい。支援の手が足りないために特別支援学級に入れない。
- ・保護者に支援制度を伝えることもとても大切で、できる限り早期の段階で保護者が将来のことを学ぶ機会を作ることが必要。
- ・学校が自宅の近くにでき送迎がとても楽になり、負担が軽減された。

- ・学校では行き届いた指導をしていただいているので安心しているが、長期休暇は一応デイサービスに登録してあるものの、元気な子供たちで満員で、重症心身障がい児は利用できない。

○雇用・就労の促進

- ・就職を希望しているが、就職することが可能なのか、就職できても、職場での問題をどこに相談したらいいのか。どんな支援を受けられるのかわからないことが多く不安である。

○障がい者スポーツ、芸術・文化活動等の充実

- ・一番体を動かさなくてはいけない子供のころから障がい者がスポーツを楽しめる場所を作ってほしい。
- ・障がい者が社会へ参加していくには一般の人と一緒にスポーツをして体を動かすことがお互いの理解にとっても大事なことだと思う。
- ・休日安心して過ごせる場所がなく結局家の中で過ごすことになる。レクリエーションやクラブ活動のような、余暇支援の場所があると良い。

Ⅲ 日常生活を支える福祉の充実

○障がい者の地域生活支援

- ・障がいのある子を持つと兄弟の学校行事への参加が難しい。障がい児の受け入れ先が無ければ行事に参加できないというのは仕方ないと思う反面、おかしいと思う。
- ・親がいなくなったとき、その後の生活が心配。ひとり暮らしをする生活能力がない場合、何を頼りに生活すれば安心なのか。
- ・とにかく卒業後の生活介護の施設が少なすぎる。在宅介護になるのではないかと不安。
- ・重度障がい者はやはり家族や地域だけでなく入所施設を利用しながら生活していけるシステムが整備されれば親はとても安心がある。
- ・卒業後の進路、将来に不安がある。通所するにも今現在行き場がなく、先輩のお母さん方は支援に苦勞されている話を聞く。数年後の通所先、その後の入所先があることを願っている。
- ・長期休暇中のデイサービスに行ける時間が増えるといい。
- ・子供が3人いるが障がいのある子がどうしても手がかかり、他の2人に対して手がかけられず、精神的に不安定にさせてしまっている。
- ・学校に通学していた時のように将来子どもが安心して通える場所づくりをどんどん進めてほしい。家に閉じ込めてしまう生活にはしたくない。
- ・住んでいる地域（市町村）によって福祉への取り組みに違いがあるように感じるため、どの地域も同じように充実してほしい。
- ・病院への付き添いでも移動支援が使えるようにしてほしい。

- ・定員の関係で、将来的に入所施設に入れるかどうか不安。
- ・グループホームが少ない。
- ・児童の日中一時・放課後支援サービス等の施設は急速に増えているが、卒業後の就労施設の充実には課題があると思う。
- ・高校卒業後の選択肢がなさ過ぎて困る。受け入れてくれるところが少なすぎる。
- ・就労継続支援A型は増えていく一方、就労継続支援B型は増えていかず、将来子供が学校卒業後行き先があるか不安。軽度の人に行き先はいろいろ選択肢があるが、重度の人の行き先が限られているのはおかしい。
- ・就労以前の重度の子たちを安心して託せるような生活の場を、何とか作ってほしいと願っている。
- ・近くにショートステイをやっているところがないので、何かあった時に預かってもらえるところがなくて困る。

IV 質の高い保健・医療提供体制の整備

○障がい児者に対する医療と福祉の連携による支援の充実

- ・小児から、成人、その後も、生涯を通じて診察していただける医療機関があるとよい。新しいところにかかるたび、幼少の頃、あるいは学生の時から話をしなければならない。
- ・児童の入院施設が岐阜には全くない。とにかく入院施設がまず必要。
- ・医療的ケアが必要な子は卒業後の預け先がほとんどないので、預けられるような施設をもっと作っていただきたい。
- ・幼児期の療育的な場所はあるが、大人になってからのそういった場所がない。

○リハビリテーション体制の整備

- ・常にリハビリが必要で、小学校1年～6年まで週一で自宅への訪問リハビリを受けていたが、今は受けられていない。何かうまくいくサービスがほしい。

2 一般県民（県政モニター）への調査

問1 障がい者と気軽に話したり、障がい者への手助けの経験

区 分	人数（人）	割合（％）
ある	354	68.7%
ない	160	31.1%
無回答	1	0.2%
計	515	100.0%

問2 障がい者と関わりをもったきっかけ（回答者 353 人）

区 分	人数（人）	割合（％）
困っているときはお互い様という気持ちから	185	52.4%
身内などに障がいのある人がいて、その大変さを知っているから	107	30.3%
近所の人や親戚など身近な人だったから	88	24.9%
将来、自分や家族も障がいをもつ可能性があるから	86	24.4%
特に理由はない	56	15.9%
自分の仕事に関連しているから	55	15.6%
その他	35	9.9%
計	612	

問3 障がい者と関わりをもたなかった理由（回答者 154 人）

区 分	人数（人）	割合（％）
たまたま機会がなかったから	127	82.5%
どのように接したらよいかわからなかったから	56	36.4%
専門の人や関係者にまかせたほうがよいと思ったから	38	24.7%
お節介になるような気がしたから	34	22.1%
自分が何をすればよいかわからなかったから	32	20.8%
特に理由はない	25	16.2%
自分にとって負担になるような気がしたから	5	3.2%
その他	3	1.9%
計	320	

問4 障がい者に対して、障がいを理由とする差別や偏見があると思うか

区 分	人数 (人)	割合 (%)
あると思う	181	35.1%
少しはあると思う	221	42.9%
ないと思う	90	17.5%
わからない	23	4.5%
計	515	100.0%

問5 「障害者の権利に関する条約」の認知度

区 分	人数 (人)	割合 (%)
条約の内容も含めて知っている	31	6.0%
条約の名前のみ知っている	92	17.9%
条約を知らない	390	75.7%
その他	1	0.2%
無回答	1	0.2%
計	515	100.0%

問6 「障害者差別解消法」の認知度

区 分	人数 (人)	割合 (%)
法律の内容も含めて知っている	34	6.6%
法律の名前のみ知っている	73	14.2%
法律を知らない	408	79.2%
その他	0	0%
無回答	0	0%
計	515	100.0%

問7 障がいの有無にかかわらず、共に生活するための環境づくりに必要な配慮や工夫

区 分	人数 (人)	割合 (%)
個々が経済的負担を負わなければならなかったとしても、その負担の程度にかかわらず、配慮や工夫を行う	114	22.1%
可能な範囲の経済的負担であれば、配慮や工夫を行う	226	43.9%
経済的負担がなければ、配慮や工夫を行う	118	22.9%
配慮や工夫を行うことは難しい	7	1.4%
一概にいえない	30	5.8%
わからない	20	3.9%
計	515	100.0%

問8 災害発生時に障がい者にできる支援（回答者 509 人）

区 分	人数（人）	割合（％）
日頃の声かけなどによる見守り	273	53.6%
避難生活時における障がいのある方への配慮	261	51.3%
災害時の避難支援（避難所までの誘導）	258	50.7%
町内会などの場における支援方法などの話し合い	221	43.4%
障がいに関する知識の習得	128	25.1%
防災訓練への参加の呼びかけ	98	19.3%
家財の転倒防止器具の取り付けなどの手伝い	63	12.4%
その他	1	0.2%
計	1,303	

問9 障がい福祉施策のうち最も力を入れる必要があると思うもの（回答者 510 人）

区 分	人数（人）	割合（％）
福祉サービスの充実	322	63.1%
障がいのある人が働ける場の拡大	321	62.9%
周囲の人の障がいに対する理解促進	300	58.8%
道路・交通・建物のバリアフリー化	284	55.7%
医療の充実	189	37.1%
ボランティアの育成	167	32.7%
年金や手当の充実	146	28.6%
住宅の確保	85	16.7%
わからない	10	2.0%
その他	10	2.0%
計	1,834	

問10 岐阜県は障がい者にとって住みやすい県だと思うか

区 分	人数（人）	割合（％）
住みやすい	25	4.9%
まあまあ住みやすい	59	11.5%
普通	200	38.8%
あまり住みやすいとは思わない	79	15.3%
住みにくい	17	3.3%
わからない	135	26.2%
計	515	100.0%

問 11 自由記入欄（主な意見）

○障がい理由とした差別の解消や心のバリアフリーの推進について

- ・「障がい者も健常者も人権は平等」意識の更なる啓蒙を実施すべき。
- ・障害者の権利に関する条約と障害者差別解消法について、全く知らなかったことは、私の障がいがある方々への無関心の表れだと思う。反省したい。
- ・ハード面だけでなく、心のバリアフリーを心がける事が大切。
- ・環境づくりを進め、配慮や工夫をしても点字ブロック上に駐輪したり、障がい者用スペースに健常者が堂々と駐車していたりでは意味がない。障がいのある人への理解を深め、もっと思いやりのある行動がとれる岐阜県にしていきたい。
- ・子供たちは障がいがある子を助け、上手につきあっている。大人は色眼鏡で見ている気がする。大人として恥ずかしい気がする。
- ・「障がい」も目に見える「障がい」と見た目にはわかりづらい「障がい」がある事をもっと理解していただけるようになるとよい。
- ・障がいとひとくくりにされるとわかりづらい。普通に生活ができて、自分で仕事できて自立できる場合もあり、人とまったく接することができなくて、家庭の中だけでの生活をする人もいる。
- ・障がいのある人に必要なことや困っていることがわからない。障がいのある人の政策に関与できるほど理解できていないことと、身近でない。私と同じような県民の方も多いのではないか。

○共に生活するための環境づくりを進めるための、配慮や工夫について

- ・障がい者自身の生の声を大切にすることが第一で健常者の一方的な配慮は問題がある。
- ・常に、子供・高齢者・障がい者などの社会的弱者の目線で行政が行われたいとけない。明日はわが身。そのときになって声高に叫んでも自業自得となってしまう。健常者の理解が大切。
- ・してあげるという上目線のスタンスではなく、共に生きるために何ができるのかを考えたい。
- ・障がい者への配慮をしようとするならば「もし自分がその立場ならどうして欲しいか」から考えなければならない。
- ・個人情報保護法等により近隣でどんな人がいるか全くわからない。例えば、災害時に避難の支援をしたくても、どうにもすることができない。「本音」と「たてまえ」が食い違っている。

○障がい児に対する教育の充実について

- ・教育現場での指導者（先生）の理解や知識を持っていただくような指導や教育の充実が必要。
- ・障がいのある子どもの進学について、あまりにも選択肢のない現状に驚いた。障がいの

ある子どもが全て養護学校へ行くとは限らない。一般高校に少しでも特別支援学級があるとよい。

○県が行うべき支援について

- ・障がいのある人に対する支援だけでなく、その家族を支えられるような街づくりを期待する。
- ・障がいのある人が働ける場を増やしてほしい。障がいのある人の家族会を開催してほしい。障がいがある人同士がふれあう場を設けてほしい。就学前の発達の遅れの判断をなるべく早くしてほしい。
- ・腫れ物に触るような空気を変えるように、障がいのある方も積極的に外へ出て明るく振舞ってもらえるようなイベントなどを開催してもらいたい。

岐阜県障害者施策推進協議会条例

(昭和47年3月31日条例第8号)

改正 昭和54年10月9日条例第24号 平成6年3月30日条例第6号
平成12年12月27日条例第55号 平成16年10月7日条例第33号
平成23年10月12日条例第38号 平成24年3月27日条例第25号

岐阜県心身障害者対策協議会条例をここに公布する。

岐阜県障害者施策推進協議会条例

題名改正〔平成6年条例6号〕

(趣旨)

第1条 この条例は、障害者基本法(昭和45年法律第84号)第36条第3項の規定により、岐阜県障害者施策推進協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔平成6年条例6号・12年55号・16年33号・23年38号・24年25号〕

(組織)

第2条 協議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから知事が任命する。

- 一 関係行政機関の職員
- 二 学識経験を有する者
- 三 障害者及び障害者の福祉に関する事業に従事する者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

一部改正〔昭和54年条例24号・平成6年6号〕

(会長)

第3条 協議会に会長を置き、委員のうちから互選する。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

一部改正〔昭和54年条例24号〕

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和54年10月9日条例第24号抄）

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成6年3月30日条例第6号）

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(平成6年5月規則第56号で、同6年6月1日から施行)

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に在任する岐阜県心身障害者対策協議会の委員は、その任期が満了するまでの間、改正後の岐阜県障害者施策推進協議会条例（以下「改正後の条例」という。）第2条第2項の規定により任命された岐阜県障害者施策推進協議会の委員（以下「委員」という。）とみなす。

3 この条例の施行の日以後最初に任命される委員（補欠の委員を除く。）の任期は、改正後の条例第2条第3項本文の規定にかかわらず、平成7年7月20日までとする。

附 則（平成12年12月27日条例第55号）

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成16年10月7日条例第33号）

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は公布の日から起算して9月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(平成17年4月規則第79号で、同17年4月18日から施行)

附 則（平成23年10月12日条例第38号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年3月27日条例第25号）

この条例は、障害者基本法の一部を改正する法律（平成23年法律第90号）第2条の規定の施行の日から施行する。

岐阜県障害者施策推進協議会委員名簿

(平成27年2月現在)

区分	所属	職名	氏名	分野	備考
学 識	岐阜大学教育学部	教授	池谷 尚剛	教 育	(会長)
	岐阜県臨床心理士会		大森 智子	臨床心理・相談支援	
	岐阜経済大学	教授	佐藤八千子	福 祉	
	岐阜大学医学部	准教授	西村 悟子	医 療	
	(一社)岐阜県医師会	常務理事	堀部 廉	医 療	
	岐阜県議会	厚生環境委員長	水野 正敏	県議会(厚生環境)	
障 が い 者 団 体	(一財)岐阜県身体障害者福祉協会	会 長	松井 逸朗	身体障がい	
	(一社)岐阜県視覚障害者福祉協会	理 事	前田 光雄	視覚障がい	
	(一社)岐阜県聴覚障害者協会	会 長	水野 義弘	聴覚障がい	
	(特非)岐阜県難病団体連絡協議会	常務理事	安藤 晴美	難病関係	
	岐阜県肢体不自由児者父母の会連合会	理 事	日比奈緒美	身体障がい	
	岐阜県特別支援学校PTA連合会	副 会 長	水谷 裕子	障がい児教育	
	(一社)岐阜県手をつなぐ育成会	理 事 長	柴田 勇夫	知的障がい	
	(一社)岐阜県知的障害者支援協会	会 長	小坂 孫次	知的障がい	
	岐阜県自閉症協会	会 長	水野佐知子	発達障がい	
(特非)岐阜県精神保健福祉会連合会	理 事 長	中村 剛	精神障がい		
行 政	岐阜労働局	職業安定部長	渡邊 泰彦	労働行政	
	岐阜障害者職業センター	所 長	川名 信夫	障がい者雇用	
	岐阜県市長会	本巢市長	藤原 勉	市町村行政	
	岐阜県町村会	垂井町長	中川 満也	市町村行政	

(敬称略、順不同)

岐阜県障がい者総合支援懇話会設置要綱

(目的)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第89条の3の規定に基づき、障害者等への支援の体制の整備を図るため、関係機関、関係団体並びに障害者等及びその家族並びに障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者（以下「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について会議を行うため「岐阜県障がい者総合支援懇話会」（以下「懇話会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 懇話会は、委員17人以内をもって組織する。

(委員)

第3条 委員は、関係機関等から、健康福祉部長が選任した者とする。

(座長)

第4条 懇話会に座長を置き、岐阜県障害福祉課長をもって充てる。

2 座長は、会務を総理する。

(会議)

第5条 懇話会の会議は座長が招集する。

2 懇話会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて、意見を聴くことができる。

3 懇話会は、課題等に応じ専門部会を設置することができる。

(圏域協議会との連携)

第6条 懇話会には、各障害保健福祉圏域ごとに支部（以下「圏域支部」という。）を置く。

2 圏域支部は、各振興局に設置された圏域協議会等をもって充てる。

3 圏域支部の組織及び運営に関する事項は、圏域支部において別に定める。

4 圏域支部は、地域協議会と連携し、地域の協議事項等をまとめ、懇話会へ協議または報告することができる。

(事務局)

第7条 懇話会の事務局は、健康福祉部障害福祉課に置く。

- 2 事務局は、必要に応じて関係する本庁各課及び現地機関等を招集し、障害福祉課長の主宰により事務局会議を開催する。

(連携)

第8条 懇話会は、県内における障がい者施策の推進について、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第26条第3項の規定に基づき設置された岐阜県障害者施策推進協議会と連携し、運営するものとする。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年7月24日から施行する。
- 2 この要綱の制定をもって「岐阜県障がい者自立支援協議会設置要綱」（平成24年8月2日制定）は廃止する。

岐阜県障がい者総合支援懇話会委員名簿

役 職	氏 名	備 考 (分野)
障がい者相談支援特別アドバイザー	大西 鈴彦	相談体制支援
東濃障がい者就業・生活支援センター 所長	藏前 芳勝	就労・生活支援
岐阜労働局職業安定部職業対策課 課長	牧野 俊昭	就労支援
国立病院機構長良医療センター 療育指導室 室長	愛田 弘美	重心児(者)支援
岐阜県身体障害者福祉施設協議会 会長	大島 和彦	身体障がい者支援
岐阜県知的障害者支援協会 副会長	田口 道治	知的障がい者支援
地域活動支援センター ふなぶせ 総合施設長	森 敏幸	精神障がい者支援
西濃圏域発達障がい支援センター	中野 たみ子	発達障がい児支援
発達障がい支援センターのぞみ	相羽 秀子	発達障がい児支援
岐阜県難病団体連絡協議会 相談員	白木 裕子	難病支援
岐阜市 障がい福祉課 課長	高木 健一	行政関係(市)
本巣市 福祉敬愛課長	村瀬 正敏	行政関係(市)
垂井町 健康福祉課長	片岡 兼男	行政関係(町村)
岐阜県特別支援学校長会 会長 (岐阜盲学校長)	国枝 利博	教育関係
岐阜県身体障害者福祉協会事務局 課長補佐	小川 剛矢	当事者等
中濃地区手をつなぐ育成会 理事	田中 真澄	当事者等
岐阜県精神保健福祉会連合会	熊谷 久子	当事者等

(敬称略、順不同)

事務局（第7条関係）

所 属 ・ 役 職	備 考
障害福祉課 課長	障がい福祉(身体・知的)
保健医療課 課長	障がい福祉(精神)、難病
岐阜地域福祉事務所福祉課 課長	岐阜圏域
西濃振興局福祉課 課長	西濃圏域
中濃振興局福祉課 課長	中濃圏域
東濃振興局福祉課 課長	東濃圏域
飛騨振興局福祉課 課長	飛騨圏域

事務局（事務局会議関係機関）

所 属 ・ 役 職	備 考
労働雇用課 課長	障がい者雇用
特別支援教育課 課長	教育
岐阜保健所健康増進課 課長	障がい福祉(精神)、難病
中央こども相談センター判定課長	障がい児支援
身体障害者更生相談所 所長	身障更生相談
知的障害者更生相談所 相談判定課長 兼精神保健福祉センター 総務課長	知的更生相談 精神保健福祉
希望が丘学園 事務局長	医療 発達障がい支援

岐阜県障がい者総合支援プラン（仮称）策定検討会設置要綱

（目的）

第1条 障害者基本法（昭和45年法律第84号）に基づく岐阜県障害者計画（現行「第2期岐阜県障がい者支援プラン」）及び障害者総合支援法（平成24年法律第51号）に基づく岐阜県障害福祉計画（現行「第3期岐阜県障害福祉計画」）の改定に伴い、両計画を一体化し、岐阜県障がい者総合支援プラン（仮称）（以下「プラン」）として新たに策定するため、庁内に岐阜県障がい者総合支援プラン（仮称）策定検討会（以下「策定検討会」）を設置する。

（所掌事務）

第2条 策定検討会の所掌事務は次のとおりとする。

- （1）プランを策定するための基本的事項の検討及び総合的な調査に関すること。
- （2）プランの素案策定に関すること。
- （3）その他プランの策定に当たって必要と認められること。

（組織）

第3条 策定検討会は別表に掲げる職にあるものをもって構成する。

（座長及び副座長）

第4条 策定検討会に座長及び副座長を置き、座長には健康福祉部長を、副座長には障害福祉課長をもって充てる。

- 2 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるときはその職務を代理する。

（会議）

第5条 策定検討会は座長が招集し、座長が議長となる。

- 2 座長が必要と認めるときは、策定検討会の構成員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

（作業班）

第6条 策定検討会の効率的な運営に資するため、策定検討会に作業班を置く。

- 2 作業班は、班長、副班長、及び班員をもって構成する。
- 3 班長には障害福祉課総括管理監を、副班長には障害福祉課社会参加推進係長を持って充てる。
- 4 副班長は、班長を補佐し、班長に事故あるときはその職務を代理する。
- 5 班員は別表に掲げる職にあるものが指名する者とする。

（作業班会議）

第7条 作業班会議は、班長が必要に応じ招集し、会務を総括する。

- 2 前項において、特定事項については、班長は関係班員のみを招集することができる。
- 3 班長が必要と認めるときは、作業班会議に班員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 策定検討会及び作業班に関する庶務は障害福祉課において行う。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、策定検討会及び作業班の運営に関し必要な事項は座長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年5月9日から施行する。
- 2 この策定検討会の設置期間は、平成27年3月31日までとする。

別表（第3条関係）

健康福祉部長（座長）	都市政策課長
障害福祉課長（副座長）	公共交通課長
広報課長	建築指導課長
財政課長	公共建築住宅課長
人事課長	教育総務課長
管財課長	特別支援教育課長
情報企画課長	交通規制課長
清流の国づくり政策課長	
スポーツ推進課長	
危機管理政策課長	
環境生活政策課長	
文化振興課長	
人権施策推進課長	
健康福祉政策課長	
医療整備課長	
地域医療推進課長	
保健医療課長	
高齢福祉課長	
地域福祉国保課長	
子ども女性政策課長	
子育て支援課長	
商工政策課長	
労働雇用課長	
農政課長	
林政課長	
建設政策課長	

計画の策定経過

平成 26 年 2 月 17 日	<input type="checkbox"/> 岐阜県障害者施策推進協議会 ・岐阜県障がい者総合支援プラン（仮称）の策定について																																																												
平成 26 年 4 月～ 5 月	<input type="checkbox"/> 「障がい福祉に関する調査」（特別支援学校の児童・生徒の保護者）の実施 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>(1) 調査対象 (2,474 人) 特別支援学校に通う小学部、中学部、高等部の児童・生徒の保護者</p> <p>(2) 主な調査項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がいによる子どもの差別的な扱いの経験について ・通園（所）先での困りごと ・現在生活における困りごと、将来に対する不安・悩み事 </div>																																																												
平成 26 年 5 月～ 8 月	<input type="checkbox"/> 県内障がい者団体への意見聴取 <意見聴取を行った団体> (訪問日順) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>1</td><td>(一財) 岐阜県身体障害者福祉協会</td><td>16</td><td>岐阜県障害福祉事業所連絡会</td></tr> <tr><td>2</td><td>(一社) 岐阜県手をつなぐ育成会</td><td>17</td><td>精神障害者社会復帰施設</td></tr> <tr><td>3</td><td>(一社) 岐阜県聴覚障害者協会</td><td>18</td><td>岐阜県言語障害児を持つ親の会</td></tr> <tr><td>4</td><td>(特非) 岐阜県難病団体連絡協議会</td><td>19</td><td>岐阜県重症心身障害児(者)を守る会</td></tr> <tr><td>5</td><td>(一社) 岐阜県視覚障害者福祉協会</td><td>20</td><td>岐阜県失語症友の会</td></tr> <tr><td>6</td><td>岐阜県肢体不自由児者父母の会連合会</td><td>21</td><td>岐阜睦声会</td></tr> <tr><td>7</td><td>(一社) 岐阜県知的障害者支援協会</td><td>22</td><td>岐阜県精神科病院協会</td></tr> <tr><td>8</td><td>(特非) 岐阜県精神保健福祉会連合会</td><td>23</td><td>岐阜盲ろう者友の会</td></tr> <tr><td>9</td><td>岐阜県自閉症協会</td><td>24</td><td>(一社) 日本精神科看護技術協会岐阜県支部</td></tr> <tr><td>10</td><td>岐阜県特別支援学校 PTA 連合会</td><td>25</td><td>岐阜県筋ジストロフィー協会</td></tr> <tr><td>11</td><td>遷延性意識障害を持つ親の会ひまわり</td><td>26</td><td>岐阜県身体障害者福祉施設協議会</td></tr> <tr><td>12</td><td>(社福) 岐阜アソシア</td><td>27</td><td>(一社) 岐阜県知的障害者支援協会(施設長会議)</td></tr> <tr><td>13</td><td>重度障害者の自立をめざす山鳩の会</td><td>28</td><td>岐阜県精神障害者小規模作業所交流会</td></tr> <tr><td>14</td><td>(特非) ぎふ難聴者協会</td><td>29</td><td>頸髄損傷者連絡会・岐阜</td></tr> <tr><td>15</td><td>岐阜県脊髄損傷者協会</td><td></td><td></td></tr> </table>	1	(一財) 岐阜県身体障害者福祉協会	16	岐阜県障害福祉事業所連絡会	2	(一社) 岐阜県手をつなぐ育成会	17	精神障害者社会復帰施設	3	(一社) 岐阜県聴覚障害者協会	18	岐阜県言語障害児を持つ親の会	4	(特非) 岐阜県難病団体連絡協議会	19	岐阜県重症心身障害児(者)を守る会	5	(一社) 岐阜県視覚障害者福祉協会	20	岐阜県失語症友の会	6	岐阜県肢体不自由児者父母の会連合会	21	岐阜睦声会	7	(一社) 岐阜県知的障害者支援協会	22	岐阜県精神科病院協会	8	(特非) 岐阜県精神保健福祉会連合会	23	岐阜盲ろう者友の会	9	岐阜県自閉症協会	24	(一社) 日本精神科看護技術協会岐阜県支部	10	岐阜県特別支援学校 PTA 連合会	25	岐阜県筋ジストロフィー協会	11	遷延性意識障害を持つ親の会ひまわり	26	岐阜県身体障害者福祉施設協議会	12	(社福) 岐阜アソシア	27	(一社) 岐阜県知的障害者支援協会(施設長会議)	13	重度障害者の自立をめざす山鳩の会	28	岐阜県精神障害者小規模作業所交流会	14	(特非) ぎふ難聴者協会	29	頸髄損傷者連絡会・岐阜	15	岐阜県脊髄損傷者協会		
1	(一財) 岐阜県身体障害者福祉協会	16	岐阜県障害福祉事業所連絡会																																																										
2	(一社) 岐阜県手をつなぐ育成会	17	精神障害者社会復帰施設																																																										
3	(一社) 岐阜県聴覚障害者協会	18	岐阜県言語障害児を持つ親の会																																																										
4	(特非) 岐阜県難病団体連絡協議会	19	岐阜県重症心身障害児(者)を守る会																																																										
5	(一社) 岐阜県視覚障害者福祉協会	20	岐阜県失語症友の会																																																										
6	岐阜県肢体不自由児者父母の会連合会	21	岐阜睦声会																																																										
7	(一社) 岐阜県知的障害者支援協会	22	岐阜県精神科病院協会																																																										
8	(特非) 岐阜県精神保健福祉会連合会	23	岐阜盲ろう者友の会																																																										
9	岐阜県自閉症協会	24	(一社) 日本精神科看護技術協会岐阜県支部																																																										
10	岐阜県特別支援学校 PTA 連合会	25	岐阜県筋ジストロフィー協会																																																										
11	遷延性意識障害を持つ親の会ひまわり	26	岐阜県身体障害者福祉施設協議会																																																										
12	(社福) 岐阜アソシア	27	(一社) 岐阜県知的障害者支援協会(施設長会議)																																																										
13	重度障害者の自立をめざす山鳩の会	28	岐阜県精神障害者小規模作業所交流会																																																										
14	(特非) ぎふ難聴者協会	29	頸髄損傷者連絡会・岐阜																																																										
15	岐阜県脊髄損傷者協会																																																												
平成 26 年 5 月～ 9 月	<input type="checkbox"/> 有識者への意見聴取																																																												

平成 26 年 5 月～ 6 月	□ 指定障害者支援施設に係る入所者・待機者の状況について照会
平成 26 年 6 月	□ 各都道府県に対して、障害福祉サービス事業所数・定員数等について照会
平成 26 年 6 月 9 日	□ 岐阜県障がい者総合支援プラン（仮称）策定検討会作業班会議 ・岐阜県障がい者総合支援プラン（仮称）の策定方針について ・策定に係る作業について
平成 26 年 7 月～ 8 月	□ 「障がい福祉に関するアンケート調査」（県政モニター）の実施 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>（1）調査対象（573 人） 県政モニターに委嘱した一般県民</p> <p>（2）主な調査項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がい者との関わりについて ・障がいを理由とする差別を感じるか ・「障害者権利条約」、「障害者差別解消法」の認知度 </div>
平成 26 年 9 月 3 日	□ 岐阜県障がい者総合支援懇話会 ・岐阜県障がい者総合支援プラン（仮称）骨子案について
平成 26 年 9 月 5 日	□ 岐阜県障害者施策推進協議会 ・岐阜県障がい者総合支援プラン（仮称）骨子案について
平成 26 年 9 月	□ 障がい福祉に関する市町村課長会議（5 圏域） ・岐阜県障がい者総合支援プランの策定について
平成 26 年 10 月	□ 障害福祉計画に係るサービス見込量等の市町村照会 （中間報告第 1 回目）
平成 26 年 11 月	□ 市町村への意見照会 ・岐阜県障がい者総合支援プラン（素案）に対する意見
平成 26 年 11 月 28 日	□ 岐阜県障がい者総合支援懇話会 ・岐阜県障がい者総合支援プラン（素案）について

平成 26 年 12 月 1 日	<input type="checkbox"/> 岐阜県障害者施策推進協議会 ・岐阜県障がい者総合支援プラン（素案）について
平成 26 年 12 月	<input type="checkbox"/> 障害福祉計画に係るサービス見込量等の市町村照会 （中間報告第 2 回目）
平成 26 年 12 月～ 平成 27 年 1 月	<input type="checkbox"/> パブリック・コメントの実施 ・インターネットによるプラン（案）の公表
平成 27 年 1 月	<input type="checkbox"/> 障害福祉計画に係るサービス見込量等の市町村照会（確定報告）
平成 27 年 2 月 19 日	<input type="checkbox"/> 岐阜県障がい者総合支援懇話会 ・岐阜県障がい者総合支援プランの策定について
平成 27 年 2 月 20 日	<input type="checkbox"/> 岐阜県障害者施策推進協議会 ・岐阜県障がい者総合支援プランの策定について